
平成 24 年度 第 1 回「学芸大学駅周辺地区懇談会」 議事概要

日 時：平成 24 年 11 月 1 日（木） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

場 所：目黒区碑文谷体育館 3 階 会議室

出席者：メンバー：14 名

目黒区：都市整備課：幡野課長、井出係長

コンサルタント：益永、小林、本田

1 報告事項、資料等の説明

- 1) 「交通安全対策」について
- 2) 「商店街の街づくり」の取り組み状況について
- 3) 学大商店街ルールについて
- 4) その他

2 意見要旨

「交通安全対策」について

速度制限について

- ・ゾーン 30 という、2 車線道路では 30km/h 制限とする制度があるが、学芸大学駅周辺地区でも全域に指定できないか。あんしん歩行エリアの出入口に標識を設置することだが、全域 30km/h 制限としたほうが周知徹底できると思う。

ゾーン 30 は有効な制度だと思うが、地域住民との合意形成や交通管理者との調整が必要となる。

舗装工事後の路面メンテナンスについて

- ・舗装をきれいにしても、ガスや水道等の復旧工事が入ると汚くなると思うが、メンテナンスをどのように考えているのか。
- ・担保の取り方をどうするのか。一箇所汚れると、全て汚れていくと思う。ルールとして目黒区の工事条件にしてほしい。

復旧工事後の路面については、カラー舗装の復旧にあたっては、同一素材で行うことが決まっている。

ガス管の入れ替え等、仮復旧にあたっては一時的に仮舗装のときがあるが、現状復旧についてはルールを徹底している。施工の良し悪しについては、監督していくこととする。

事業にかかる費用について

- ・まちづくり懇談会の説明で学大の整備に 1 億 4000 万円くらい予算がつけられているが、どこにどのくらい掛かっているのか、資料の中に数字を入れてもらうことは可能か。まちづくり懇談会で区長が話した額は、実施計画での学大地区整備 5 年間の総計である。お示しできるとすれば契約金額である。契約後に示すか否か検討する。

補助 26 号線について

- ・補助 26 号線の進捗が早まっているように見受けられるが、完成予定等をおしえてほしい。
- ・鮫洲大山線は都の管理から、区に移管されないのか。
- ・補助 26 号線が完成した場合、交通の変化が期待できると思うので、一体的に検討すべきではないか。
- ・駒沢通り、目黒通りの交差点の交通処理も課題であると思う。
- ・学大のまちづくりの中で議論したい。交通について考える機会や議論する場の提供をお願いしたい。

補助 26 号線については、都市計画事業として、東京都の第二建設事務所が用地買収を行っており、完成予定については、後日調べてお示しする。

東西商店街のカラー舗装について

- ・ カラー舗装は、資料の写真のようになるのか。
- ・ 商店街通りの舗装をなぜ 2 色に分けているのか。
- ・ グリーンベルトは周知されていない。また、舗装されていると、雨天時に滑ったり、すぐはがれてしまうのではないか。
- ・ 地域の方は整備について認識がないので、工事完了時にイベントや商店街ルールの提示等があると PR になってよいのではないか。

カラー舗装の色は、資料の印刷の関係や現場での光の当たり加減により異なる。この資料に示している図は、イメージと捉えてほしい。

学芸大学駅周辺を整備することで、まちづくりの 8 つの方向性を示し、そのうちの一つに「交通安全」があり、国の事業である「あんしん歩行エリア形成事業」を活用したという経緯がある。東西商店街は、とりわけ歩行者が多く、車も通ることができることになっているので、歩車分離のため、白線を引き、歩行空間を明瞭化した。また、他の路線と差別化するため、全面カラー舗装とした。

最近の舗装材は品質がよくなっており、雨天時への対応や耐久性に優れたものが多い。

学大商店街のルールについて

商店街ルールの対象について

- ・ 商店街ルールは、東西商店街のみのルールなのか、それとも全ての商店街のルールであるのか。連合会名義になっているので、おそらく全ての商店街を対象にしているのだと思う。
- ・ 放置自転車対策が一つの商店街で進むと、他が目立ってしまうのではないか。
- ・ 商店街ルールは、全ての商店街が関わって作成したものか。
- ・ 商店街で独自に作っているといったが、あまりにも商店街間で違いが大きいと混乱が起きるのではないか。

連合会名義で出している。この程度は最低限守りましょうというレベルにしている。ベースとなるルールは全体のものであるが、個々の商店街で詳細を検討している。ベースとなるルールであるので、そこから外れることはない。運用時のルールをつくったほうが進めやすいと思う。

それぞれの商店街で特徴が違うので、取り掛かれるところから進めていく予定である。このルールが最終形ではないかもしれない。今後変わっていくことも考えられるので、今のところは緩やかなルールにしている。

商店街ルールの内容について

- ・ このルールは、誰が主体かを記載していないので、わかりづらくなっている。
- ・ 周知が重要だと思う。ルールが見えてくると、商店街利用者も注意できるようになり、地域の人も協力できる仕組みができると思う。
- ・ 以前のルールから店舗利用者マークの記述がなくなっているが、削除した経緯をおしえてほしい。

これは、店主のルールであり、個々の商店街が取り組むものである。

商店街ルールのレベルは、商店街利用者の協力で成立するという点でよいと思う。店舗利用者マークの記述をルールからなくした点については、区と調整したときに、基本的には道路に自転車を置いてはいけないことになっているので、「気を配る」という記述に変更した。

商店街ルールの示し方について

- ・ 看板等でルールを示すのか。
- ・ 店主のルールと利用者のルールは違うので、店主のルールであれば掲示する必要

- はないのではないか。
- ・ ルールを一般の方へ示すのはいつごろか。
 - ・ 内部だけで進めていても進展はないと思う。目標に向けて行程表を作成し、計画的に進めていくのがよいと思う。
ルールを掲示したほうが商店街利用者にも取組みについてわかってもらえると思う。
また、商店街も前向きに検討してくれている。
今後のルールの示し方については検討中である。
商店街のPRとして、取組みの姿勢を見せることになるので、掲示してもよいと思う。
商店街の意識を高めるために、商店街利用者へ向けて掲示する。意識が高まってきたときに、利用者にも協力を求めるのはよいと思うが、段階を踏む必要がある。
道路がきれいになるのをきっかけに、商店街でルールをつくらうということになった。
ルールをつくっても、全てがよくなることはないと思うが、時間をかけて、少しでもよくなっていけるとよいと思っている。ルールはいつから運用開始すると決めるのではなく、いくつも組織があるので、それぞれが始められるときに始めるとよいと思う。
自転車マナーも昔と比べると、随分よくなったので、数年後に商店街がきれいになったと言われるように取り組んでいきたい。
ルールの示し方や今後のスケジュールについては、商店街で再度検討をお願いしたい。
- 喫煙スペースについて
- ・ 西口の喫煙所は人が多く、廃止の意見が多いのではないか。
喫煙所については、西口一箇所にまとまっているので、周辺に迷惑をかけている状況である。今後は、分散等も考えられる。
児童公園では子どもが遊んでいないので、ここに喫煙所を設置してもらえないか。碑文谷公園内にも吸殻捨てを置いているところもある。

その他

- ・ 次回の懇談会は、事業の進捗状況を見ながら開催したい。

以上